

郡山市中小企業等向け専門家活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価・エネルギー価格の高騰や賃上げによる社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、専門家から既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出又は革新的な新製品・新サービスの開発や海外需要開拓に向けた事業計画の策定（国が定める中小企業新事業進出補助金及びものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係るものに限る。）の支援を受けた事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門家 公認会計士、司法書士、行政書士、税理士、中小企業診断士又は社会保険労務士の国家資格を有し、高度な専門的見地から事業者等の経営を支援する者又は専門知識、経験等をもって事業者等の抱える経営課題を支援することを業として行う法人をいう。
- (2) 事業者等 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる団体をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び第2条第5項に規定する者をいう。
- (4) DX デジタルトランスフォーメーションの略称をいい、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。
- (5) GX グリーントランスフォーメーションの略称をいい、温室効果ガスの排出につながる化石燃料等の使用を再生可能エネルギーや脱炭素ガスに転換することをいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、事業者等で、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) この要綱による補助金を過去に受けたことがある者
- (2) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (3) 事業者等の代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費で、次の各号に該当する経費を除いたものとする。

- (1) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額

(2) 他の補助金の交付の対象となる経費

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、10万円を限度とする。ただし、国が定めるものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る事業計画においてDX又はGXを踏まえた取組みを行う場合にあっては20万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和9年3月31日までに、補助金等交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 策定した事業計画の内容が確認できる書類

(2) 領収書等補助対象経費が確認できる書類

(3) 同意書兼誓約書（第2号様式）

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の例
報償費	専門家に対する謝金
旅費	専門家に対する旅費
委託料	専門家によるコンサルティング又は研修に係る費用